

払戻手続き依頼書 (兼 払戻請求書)

株式会社 池田泉州銀行 あて

記入日	年 月 日		
氏名 (預金者ご本人)	親権者名 ^(※1) または 届出済代理人名 ^(※2) <small>※1 預金者さまが未成年の場合 ※2 成人後のご本人より届出がある場合</small>	教育資金贈与専用口座番号	

裏面の【留意事項】①を承諾のうえ、払戻しを依頼します。

払戻請求金額 払戻請求金額をご記入ください。(金額頭部に〒)	百万	千	円
払戻確定金額 [※] (銀行記入欄)			

お届出印

※払戻確定金額欄はご記入不要です。

(内容ご確認のうえ、□に✓印にてご選択ください。)

1. 払戻金のお受取り方法

- 現金の払戻しを依頼します。
- 指定口座への入金依頼を依頼します。 ※資金の入金指定口座をご記入ください。

資金の入金 指定口座 当行の普通預金をご指定ください。	口座のご名義	支店名	
		口座番号	

2. 教育資金の支払が発生したことを証明する書類 (以下、領収書等) の原本のご提出

領収書等の提出	領収書等の提出について (添付いただく書類など)
<input type="checkbox"/> 提出済 <input type="checkbox"/> 提出予定なし	未提出の領収書等はお早めにご提出※ください。 ご提出期限：支払年月日の属する年の翌年3月15日まで ※「(教育資金贈与専用口座)領収書等明細一覧兼チェックシート」とともに領収書等をご提出ください。(少額支払明細書をご利用の場合は、年間支払合計額の確定後にご提出ください。)
<input type="checkbox"/> 後日に提出します	
<input type="checkbox"/> 提出します (払戻請求金額の全額分または一部分)	「(教育資金贈与専用口座)領収書等明細一覧兼チェックシート」とともにご提出ください。

⇒ 同時提出の場合は、裏面の【留意事項】②をご確認のうえ、以下もご選択ください。

- ◆ 提出する領収書等の確認と払戻金額
 - 領収書等の貴行確認によらず、上記の払戻請求金額を払戻します。
 - 領収書等の貴行確認後に払戻します。なお、貴行確認にかかる所要期間や確認後の払戻請求金額の取扱いについては、裏面の【留意事項】②を承諾します。

【営業店】

《銀行使用欄》

<説明・確認事項>

- (提出予定なし時) 領収書等なければ課税扱で集計
- (後日提出時) 領収書等の早期提出…翌年3/15迄
- (同時提出時)・時期説明 (領収書確認・払戻)
 - ・払戻金額 (請求額と確定額)
 - ・明細一覧兼チェックシート添付・枚数等確認
- 特約の再交付の必要性 (当初交付分の有無)

受付証印	確認印	印鑑照合	受付
受付日	年 月 日		
受付店			
取引店			
領収書 確認期限	本日中・____月____日まで 2週間(10営業日)経過後・領収書なし		
払戻処理日	年 月 日		

【留意事項】

① 教育資金贈与専用口座からの払戻しのご依頼にあたり、(1)(2)をご確認ください。

(1) 下記は「教育資金贈与税非課税措置に関する特約」(以下「特約」)の抜粋です。

【詳細については「特約」をご確認ください。「特約」がご入用の場合は、窓口にお申出ください。】

- ・未提出の領収書等は、お早めにご提出ください。(支払年月日の属する年の翌年3月15日まで)
なお、領収書等をご提出の際は、当行所定の明細一覧等も作成いただきます。
- ・「学校等以外の者に支払われる教育資金」の支払が累計500万円を超える部分については、特約終了時に贈与税の課税対象となります。
- ・虚偽の領収書等の提出、教育資金の重複払戻請求、提出遅延等による領収書等の不足等について当行は責任を負いません。
- ・教育資金の支払に充てられない旨の通知が税務署からあった場合、該当する払戻額については、贈与税の課税対象となります。

(2)「預金者が本口座から払戻しをした当該預金を教育資金として使用されること」について、当行は確認・管理はいたしません。

② ご提出いただく教育資金の領収書等の当行の確認は、下記の取扱いとなります。

(1) 領収書等の確認の所要期間について

教育資金の領収書等の確認には2週間程度を必要とする場合があります。

なお、領収書等について教育資金の支払と認められるものの不備・不足がある場合は、通常より時間を要する可能性があります。

(2) 払戻請求金額について

「教育資金贈与専用口座 払戻手続き依頼書(兼 払戻請求書)」に記入の『払戻請求金額』について、提出いただいた領収書等の確認の結果、「教育資金に該当しない領収書等が含まれている」「領収書等に記載の年月日が払戻日と異なる年である」等で、教育資金の支払とは認められない領収書等の場合は、その金額を除いた金額が「払戻確定金額」となり、「払戻確定金額」を払戻請求金額として取扱います。

銀行使用欄